

補足資料

平成20年10月23日
金融庁総務企画局

利用額に関する各種統計

1. 前払式支払手段の額面金額等について

①金額表示型(磁気式・IC型は減算使いきり型)

金額区分	累積比
1万円以下	92.0%
2万円以下	94.4%
3万円以下	96.1%
5万円以下	98.7%
10万円以下	100.0%

②物品・役務表示型

金額区分	累積比
1万円以下	83.1%
2万円以下	93.0%
3万円以下	95.8%

③金額表示・加減算型(IC式証券)

金額区分	累積比
1万円以下	25.0%
2万円以下	41.7%
3万円以下	52.8%
5万円以下	86.1%
10万円以下	97.2%

(注1)平成18年度における発行状況の調査(回答発行者数:557)

(注2)それぞれの金額区分に該当する前払式証券の種類数の全体に対する累積比

(注3)金額表示型については額面金額、物品・役務表示型については表示された物品・役務の数量を金額換算した額、金額表示・加減算型(IC式証券)については入金上限額

(出所)前払式証券発行協会「第9回前払式証券発行事業実態統計調査」より作成

2. 前払式支払手段の一件当たりの利用額についての各種調査

696円

754円

1,000円以内の利用が71.6%

(日本銀行決済機構局「最近の電子マネーの動向について」[2008.8])

(野村総合研究所「電子マネーに関するアンケート調査(第2回)」[2008.7.17])

(デイトラスト「『電子マネー』に関するアンケート 2008」[2008.10.2])

(注1)各調査において対象となっている電子マネー

①:Edy、Suica、ICOCA、PASMO、nanaco、WAON

②:Edy、Suica、PASMO、ICOCA、PiTaPa、TOICA、nimoca、nanaco、WAON、iD/DCMX、QUICPay、Smartplus/Visa Touch、PayPass、JAL ICクーポン、Pidel

③:Suica、PASMO、Edy、nanaco、WAON、ICOCA、iD、ちょコム、QUICPay、Web Money、PiTaPa、DCMX、Bit Cash、TOICA、Visa Touch、Smartplus、Pay Pass、Pidel等

(注2)①については2007年度中における上記各電子マネー発行者に対する調査。②、③については2008年に実施され、調査対象者が2000人以上の調査として採用。

(参考1) 2007年における通信販売の一件当たりの利用金額の平均は14,000円(日本通信販売協会「第15回全国通信販売利用実態調査報告書」)。

(参考2) 2006年度におけるクレジットカードの一件当たりの利用金額(信用供与額)は7,616円(日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計」平成20年版より試算)。なお、クレジットカードによる支払において割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用される金額は4万円(リボ方式の場合は3万8千円)以上。

海外送金事業者の取扱高等について

1. 米国ACHネットワークにおける取扱高等

年間取扱高	年間取扱件数	一件当たりの平均額
3,096兆円 (28兆8,000億米ドル)	139億7,326万件	22万1,558円 (2,061米ドル)

2. 全米送金業組合(53業者加盟)における取扱高等

年間取扱高	年間取扱件数	一件当たりの平均額
2兆2,895億円 (213億米ドル)	8,522万件	2万6,694円 (248米ドル)

3. ウェスタンユニオンの取扱高等

年間取扱高	年間取扱件数	一件当たりの平均額
6兆8,800億円 (640億米ドル)	1億6,773万件	4万1,018円 (382米ドル)

(注1) 1米ドル=107.5円(H20.10.1付TTS終値)で計算。なお、計算上は各計数の表示単位未満の端数を含めているため、計数表示から単純に計算して求められる換算レートは左記に一致しない。

(注2) ACH(Automated Clearing House)は、全米の商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合、外銀の支店等2万行以上の金融機関が参加している、給与振込や公共料金の支払等比較的少額の決済に用いられている資金決済システム。

(注3) ACHネットワーク及びウェスタンユニオンの一件当たりの平均額については、公表計数である2007暦年の年間取扱高と年間取扱件数より算出。全米送金業組合については、年間取扱高、年間取扱件数、一件当たりの平均額いずれも2007年8月公表の計数。なお、ウェスタンユニオンの計数はC to C取引に係るもので、子会社取扱分も含む。

顧客預り資金の保全について

	前払式証票規制法	金融商品取引法 (有価証券等管理業務の分別管理)	EU決済サービス指令	NY州送金業者法
残高計算 頻度	半期毎 (基準日:3・9月末)	日毎	日毎	常時 (実務上は日毎)
保全手段	<ul style="list-style-type: none"> ・供託 (供託可能資産は、現金、国債、政府保証債、地方債、社債等) ・金融機関等による保証 <p>(注1) 基準日から2ヶ月以内に供託等を行わなければならない。 (注2) 基準日未使用残高が1,000万円以下の場合には供託義務なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信託 (運用可能資産は、有価証券(国債、地方債等)、金融機関預金、コール資金貸付け、金銭信託等) <p>(注1) 週に1日以上設ける基準日における信託財産の元本の評価額が保全金額に満たない場合には3営業日以内に不足を解消 (注2) 顧客から預託を受けた有価証券については分別管理を義務づけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決済サービス業者の他の資産とは別個に預金取扱金融機関の口座で管理するか、各国当局が定義する安全かつ流動性のある低リスク資産への投資 (各国法に基づく運用資産の倒産隔離が求められる。) ・保険会社による保険 ・金融機関による保証 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金、譲渡性預金、為替手形(連邦準備制度加盟行の購入適格のあるもの)、CP(最上位の格付)、国債、政府保証債、地方債(上位3段階の格付)、上場債券(上位3段階の格付)等 <p>(注) 保全のため最低50万ドル(旅行小切手発行者はさらに最低75万ドル)の保証証券・債券を納める必要</p>
要保全 金額	<p>基準日未使用残高の2分の1以上に相当する額</p> <p>(注) 供託資産の評価額 現金:額面金額 国債:額面金額 政府保証債:額面金額の95% 地方債:額面金額の90% 社債等:額面金額の80%</p>	<p>顧客に返還すべき額に相当する額</p> <p>(注) 信託財産は時価評価</p>	<p>前営業日に受け取った資金のうち、当日終了時まで残存している資金の額</p> <p>(注) 加盟各国は各利用者から受け取った資金が600ユーロを超える場合にのみ保全義務を課すよう限定することが認められている</p>	<p>全ての未決済の決済手段及び旅行小切手の合計額に相当する額</p> <p>(注) 投資評価額は市場価格を採用可。ただし、市場価格が帳簿価格の80%以上に達している場合には、帳簿価格も採用可</p>

銀行法等における外国事業者の取扱いについて

	銀行法	金融商品取引法 (第一種金融取引業者として 有価証券の募集等を行う場合)	保険業法
原則	<p>○銀行業を行う場合、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社であることが必要 (銀行法第4条、第4条の2)</p>	<p>○内閣総理大臣の登録を受けた株式会社であることが必要 (金融商品取引法第29条、第29条の4第1項第5号)</p>	<p>○保険業を行う場合、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社又は相互会社であることが必要 (保険業法第3条、第5条の2)</p>
外国事業者に関する取扱い	<p>○外国銀行（外国の法令に準拠して外国において銀行業を行う者）は、国内に支店を置いて免許を受けることにより、国内において銀行業を行うことが可能 (同法第47条第1項)</p> <p>○外国銀行は、グループ内の国内銀行を代理店として、その代理の範囲において銀行業を行うことが可能 (※代理を行う銀行は認可等が必要) (同法第10条第2項第8号の2、第52条の2、第52条の2の2〔未施行〕)</p>	<p>○外国証券業者（外国の法令に準拠して外国において有価証券の募集等を行う者）は、国内に営業所等を置いて登録を受けることにより、第一種金融商品取引業を行うことが可能 (※この場合の外国証券業者は、取締役会設置会社と同種類の法人であることが必要) (同法第29条、第29条の4第1項第5号)</p> <p>○外国証券業者が国内にある者を相手方とする有価証券の募集等（取得の申込みの勧誘など）は、原則として禁止。ただし、一定の行為については、上記の登録を受けることなく例外的に可能。 (同法第58条の2)</p>	<p>○外国保険業者（外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者）は、国内に支店等を置いて免許を受けることにより、国内において保険業を行うことが可能 (同法第185条第1項)</p> <p>○外国保険業者が国内に住居等を有する人、国内に所在する財産、日本国籍を有する船舶等に係る保険契約を締結することは、原則として禁止。ただし、一定の保険契約については、上記の免許を受けることなく例外的に可能。 (同法第186条第1項)</p>

参 照 条 文

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2～5 （略）

第四条の二 銀行は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

- 一 取締役会
- 二 監査役会又は委員会（会社法第二条第十二号（定義）に規定する委員会をいう。第五十二条の十八第二項第二号において同じ。）
- 三 会計監査人

第十条（略）

2（略）

八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。）

（略）

3～10 （略）

第四十七条 外国銀行が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店（以下この章において「主たる外国銀行支店」という。）を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2～4 （略）

第五十二条の二 銀行は、第十条第二項第八号の二に掲げる業務（次条第二号から第四号までを除き、以下「外国銀行代理業務」という。）を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（次条第二号から第四号までを除き、以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、銀行が当該銀行の子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十二条の二の二 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める業務（第十条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に限る。）については、第四条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。

- 一 銀行が、前条第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合 当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の当該外国銀行代理業務に係る業務（略）

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二十九条 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（略）

五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者

- イ 株式会社（取締役会及び監査役又は委員会（会社法第二条第十二号に規定する委員会をいう。）を置くものに限る。）又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人（第一種金融商品取引業を行おうとする場合にあつては、当該外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行っている者（これに類するものとして政令で定める者を含む。）であつて、国内に営業所又は事務所を有する者に限る。）でない者

（略）

第五十八条の二 外国証券業者は、国内にある者を相手方として第二十八条第八項各号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、金融商品取引業者のうち、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

○保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

2～6（略）

第五条の二 保険会社は、株式会社又は相互会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

- 一 取締役会
- 二 監査役会又は委員会
- 三 会計監査人

第八十五条 外国保険業者は、第三条第一項の規定にかかわらず、日本に支店等（外国保険業者の日本における支店、従たる事務所その他の事務所又は外国保険業者の委託を受けて当該外国保険業者の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）を設けて内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該免許に係る保険業を当該支店等において行うことができる。

2～6（略）

第八十六条 日本に支店等を設けない外国保険業者は、日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約（政令で定める保険契約を除く。次項において同じ。）を締結してはならない。ただし、同項の許可に係る保険契約については、この限りでない。

2 日本に支店等を設けない外国保険業者に対して日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをしようとする者は、当該申込みを行う時までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

3（略）

参 照 条 文

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

第一条 この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第三条 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

第十条 一般貨物自動車運送業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

第二十六条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画を変更すること。
- 二 運送約款を変更すること。
- 三 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること。
- 四 貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。
- 五 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。

○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）（抄）

第二十条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管その他貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、実際に要した費用を収受します。

第六十二条 運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

第二百七十六条 特定保険募集人（生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）をいう。以下同じ。）は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

内国為替取扱高と収納代行サービス等の取扱高等について

1. 内国為替の業態別平均取扱高・一件当たり取扱高等

	都市銀行	地方銀行	第二地銀	信金中金・信用金庫	全信組連・信用組合	主要コンビニ4社による 収納代行取扱高平均	主要代引業者2社による サービス取扱高平均
平均取扱高	270兆4,427億円	7兆13億円	2兆3,394億円	3,811億円	690億円	1兆5,804億円	1兆1,137億円
一件当たり 取扱高	255万1,081円	117万5,688円	106万5,885円	81万1,684円	108万1,209円	9,383円	11,953円

(注) 計数等に係る補足説明は次頁を参照

2. 内国為替の一営業日当たり取扱高(業態別平均)の試算等

	都市銀行	地方銀行	第二地銀	信金中金・信用金庫	全信組連・信用組合	収納代行サービス等の資金滞留額(試算)	
						セブン-イレブン・ジャパン のケース	ヤマトフィナンシャル のケース
一営業日 当たり取扱高 (業態別平均)	1兆1,038億円	286億円	95億円	16億円	3億円	495億円	300億円
当座預金 平均残高	3兆3,729億円	1,133億円	406億円	96億円	12億円		
普通預金 平均残高	20兆7,099億円	1兆3,733億円	4,450億円	1,214億円	241億円		

(注) 計数等に係る補足説明は次頁を参照

(参考) 2008年3月末における主なIC型プリペイドカード(主要6ブランド)の未使用残高の平均金額は129億円。

(※Suica、Edy、PASMO、nanaco、ICOCA、WAONの6ブランドの平均)

(出所) 全国銀行協会「平成19年版決済統計年報」「平成19年度全国銀行総合財務諸表(単体)」、セブン&アイ・ホールディングス「コーポレートアウトライン2007」「2008年2月期決算補足資料」、ローソン「アニュアルレポート2007」「2008年2月期決算補足資料」、ファミリーマート「2008年2月期決算資料」、サークルKサンクス「2005年2月期通期決算説明資料」「2008年2月期通期決算説明資料」、ヤマトフィナンシャル「代金引換サービスについて」(第4回決済に関するワーキング・グループ資料)、佐川フィナンシャル「SGホールディングス株式会社2008年3月期決算資料(連結)」、信金中央金庫「信金中央金庫ディスクロージャー誌2008」「信金中金月報 2008.7」、全国信用組合連合会「ディスクロージャー誌2008」、全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」、セブン-イレブン・ジャパン「料金収納業務について」(第5回決済に関するワーキング・グループ資料)、財務局報告資料

内国為替取扱高と収納代行サービス等の取扱高等についての補足説明

1. 内国為替の業態別平均取扱高・一件当たり取扱高等について

- (1) 内国為替取扱高は全銀システムを利用した仕向取引に係る計数。
- (2) 内国為替取扱高には、表中の業態のほか、信託銀行、商中・外銀等、労金連・労働金庫、農中・信連・信漁連・農協の区分がある。
- (3) 主要コンビニ4社による収納代行取扱高はセブン-イレブン・ジャパン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクスの4社の平均。
- (4) 主要代引業者2社によるサービス取扱高はヤマトフィナンシャル（宅急便コレクト）と佐川フィナンシャル（e-コレクトサービス）の2社の平均。
- (5) 内国為替取扱高は2007暦年ベース、主要コンビニ4社による収納代行取扱高はいずれも2008年2月期ベース、主要代引業者2社によるサービス取扱高はいずれも2007年度ベース。

2. 内国為替の一営業日当たり取扱高（業態別平均）の試算について

- (1) 内国為替の一営業日当たりの取扱高（業態別平均）については、営業日毎に送金が行われることを勘案し、業態別の平均取扱高をそれぞれ2007暦年中の営業日数で除すことにより算出。
- (2) 当座預金平均残高、普通預金平均残高については、2008年3月末における業態毎の合計をそれぞれの機関数で除すことにより算出。
- (3) セブン-イレブン・ジャパンとヤマトフィナンシャルの平均資金滞留額については、WGにおける各社提出資料に基づき一日当たり取扱高と平均サイト日数を試算し、それらの積による計算値を使用。
- (4) セブン-イレブン・ジャパンの一日当たり取扱高：75億円（年間取扱高27,342億円÷365日）
- (5) セブン-イレブン・ジャパンの平均サイト日数：6.6日（各支払方式毎の取扱高が等しいものと仮定したうえで、公共料金収納業務（25,785億円）とインターネット代金収納業務（1,557億円）との取扱高比を勘案して試算）
- (6) ヤマトフィナンシャルの一日当たり平均取扱高：30億円（年間取扱高11,040億円÷365日）
- (7) ヤマトフィナンシャルの平均サイト日数：約10日（第4回WGにおけるヤマトフィナンシャルの説明）

犯罪収益移転防止法の概要

○対象事業者

金融機関、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士 等

(注) 弁護士については、法律上の義務を課さず、相当する措置を日本弁護士連合会が会則で定めることとされている。

○本人確認義務の対象取引

対象事業者は、法律に定めるそれぞれの業務(特定業務)のうち、顧客等との間で以下のような取引を行う場合、顧客等の本人特定事項(氏名・住居・生年月日等)を本人確認書類(運転免許証等)により確認しなければならない。

- 銀行が預金口座の開設、200万円を超える現金の受払いや10万円を超える現金振込を行う場合
- 宝石・貴金属等取扱事業者が200万円を超える貴金属等の売買契約を締結する場合
- 司法書士、行政書士、公認会計士、税理士が顧客を代理又は代行して200万円を超える財産の管理又は処分を行う契約を締結する場合 等

○本人確認記録の作成・保存義務

対象事業者は、顧客等の本人確認を行った場合には、本人特定事項及び本人確認書類の記号番号等の記録を作成し、7年間保存しなければならない。

○取引記録の作成・保存義務

対象事業者は、特定業務に係る取引を行った場合には、原則として取引内容等の記録を作成し、7年間保存しなければならない。

○疑わしい取引の届出義務(弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士を除く)

対象事業者は、特定業務において受け取った財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合等には、疑わしい取引の届出を行わなければならない。

○立入検査等

対象事業者は、犯罪収益移転防止法の施行に必要な限度において、報告又は資料の提出を求められ、立入検査を受ける。